

兵庫海外研究ネットワーク（HORN : Hyogo Overseas Research Network）事業実施要領

（目的）

第1条 県内大学の研究者と、海外大学・研究機関の研究者が互いに協力し、震災の経験と教訓を生かし、防災人道支援、人間の安全保障、多文化共生等の分野において、講演・講義・研究等を行う場合に、滞在にかかる経費の一部を支援することによって、当該研究分野の発展に寄与するとともに、県内大学と海外大学等の学術交流を推進し、もって、アジア・太平洋地域の発展を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、「HORN研究者」とは、受入れ県内大学・海外カウンターパート双方の合意に基づき、海外の大学・研究機関から、原則として当該海外大学・研究機関に在籍したまま、兵庫県内の大学が受け入れる研究者をいう。

（資格及び条件）

第3条 兵庫海外研究ネットワーク（HORN）事業で支援するHORN研究者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- （1）日本国籍を有しない者
- （2）受入れ県内大学・海外カウンターパート双方の研究者交流に関する個別の合意に基づき、受入れ大学が招聘する者
- （3）在籍大学における研究業績が優秀で、人格等に優れている者
- （4）講演・講義・研究等の目的及び計画が明確で、大きな成果が期待できる者
- （5）研究活動の内容や成果等を広く情報発信できる者
- （6）原則として、受入れ期間が1か月以上1年以内である者。

（支援の内容）

第4条 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「本機構」という。）は、兵庫海外研究ネットワーク（HORN）事業に採択されたHORN研究者に対し、滞在費及び往復渡航費（以下、「滞在費等」という。）を支給するものとする。

2 HORN研究者に対する滞在費の支給期間は1か月とする。

（受入れ計画書の提出）

第5条 この事業により、海外の大学からHORN研究者の受入れを計画し、本機構からの支援を希望する受入れ大学の長（以下「大学長」という。）は、別に定める募集要項により、受入れ申請書を本機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

（申請書の審査及び研究者の採否の決定並びに通知）

第6条 理事長は、前条の規定により大学長から提出された書類について審査の上、当該受入れ申請にかかる研究者の採否を決定し、当該大学長に通知するものとする。

(滞在費等の支給)

第7条 滞在費等の支給は、別に定める方法により、受入れ大学を通じて行うものとする。

(事務処理)

第8条 この制度に係る事務は、本機構において処理する。

(実施の細則)

第9条 この要領に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。